

匿名加工情報等取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、当社が、「法」(第2条第15項に定義する法をいう。)、 「政令」(第2条第16項に定義する政令をいう。)、 「規則」(第2条第17項に定義する規則をいう。) 及び「ガイドライン」(第2条第18項に規定するガイドラインをいう。) に基づき、当社が作成、利用及び第三者に提供する匿名加工情報(第2条第3項に定義する匿名加工情報をいう。) 及び加工方法等情報(第2条第4項に定義する加工方法等情報をいう。) の適正な取扱いを確保するために定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。¹
 - ①当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他人の近くによつては認識できない方式をいう。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、同さその他の方法を用いて評された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)²
 - ②個人識別符号が含まれるもの³
- 2 「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、別紙1で定めるものをいう⁴。
 - ①特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの⁵
 - ②個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てら

¹ 法2条1項(個人情報の定義)。同項2号は個人識別符号。

² 法2条1項1号(個人識別符号以外の個人情報)

³ 法2条1項2号(個人識別符号)

⁴ 法2条2項(個人識別符号の定義)。令1条、規則3条、4条、GL(通則編)2-2において具体的に規定されているが詳細にわたるため、規程本体に定義することは適当ではないと考え、別紙1において記載している。

⁵ 法2条2項1号(身体的符号に関する符号の定義)

れ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方法により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの⁶

- 3 「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないよう個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。⁷

① 第1項第1号に該当する個人情報

当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

② 第1項第2号に該当する個人情報

当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

- 4 「加工方法等情報」とは、匿名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに加工方法のこと（その情報を用いて当該個人情報を復元することができるものに限る。）をいう。⁸

- 5 「匿名加工情報等」とは、匿名加工情報と加工方法等情報を併せたものをいう。

- 6 「匿名加工情報データベース等」とは、これに含まれる匿名加工情報を一定の規則に従って整理することにより特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合体であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。⁹

- 7 「加工方法等情報データベース等」とは、これに含まれる加工方法等情報を一定の規則に従って整理することにより特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合体であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するものをいう。

- 8 「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。¹⁰

- 9 「従業者」とは、当社の組織内にあつて直接間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者等をいい、雇用関係にある従業員（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず、取締役、執行役、理事、監査役、監

⁶ 法2条2項2号（個人に割り当てられる符号の定義）

⁷ 法2条9項

⁸ 規則20条1号

⁹ 法2条10項

¹⁰ 法2条8項

事、派遣社員等も含まれる。¹¹

10 「事務取扱責任者」とは、当社の匿名加工情報等の管理に関する責任を担う者をいう。

11 「部門責任者」とは、各部門該門における匿名加工情報等の管理に関する責任を負う者をいう。

12 「事務取扱担当者」とは、当社内において、匿名加工情報等を取り扱う事務に従事する者をいう。

13 「管理区域」とは、加工方法等情報を取り扱うサーバやメインコンピュータ等の重要な情報システムを管理する区域をいう。¹²

13 「取扱区域」とは、加工方法等情報を取り扱う事務を実施する区域をいう。¹³

14 「法」とは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）をいう。

15 「政令」とは、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）をいう。

16 「規則」とは、個人情報保護委員会が定める規則をいう。

17 「ガイドライン」とは、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成 28 年〇月〇日個人情報保護委員会）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」（平成 28 年〇月〇日個人情報保護委員会）を総称したものをいう。

第 2 章 匿名加工情報等の安全管理措置¹⁴

第 1 節 組織的安全管理措置

（事務取扱責任者等）¹⁵

第 3 条 【総務部】を当社における匿名加工情報等の取扱いに関する責任部署とする。

2 当社に、事務取扱責任者 1 人を置く。

¹¹ GL（通則編）3-3-3（従業員の監督）

¹² GL（通則編）8-5(1)（物理的安全管理措置・個人データを取り扱う区域の管理）

¹³ GL（通則編）8-5(1)（物理的安全管理措置・個人データを取り扱う区域の管理）

¹⁴ 「加工方法等情報」の安全管理措置（改正保護法 36 条 2 項、規則 20 条、GL（匿名加工情報編）3-3-1）と「匿名加工情報」の安全管理措置（法 36 条 6 項、法 39 条、GL（匿名加工情報編）3-3-2）とを併せて規定している。いずれも個人データと同様の安全管理措置として規定した。したがって、第 2 章の「匿名加工情報等の安全管理措置」については、GL（通則編）8 の個人データに関する安全管理措置の規定に準拠して規定している。「加工方法等情報」の安全管理措置はこれが漏えいすると特定の個人が識別される可能性があるため個人データと同様の安全管理措置を講ずる必要があると考えられるが、「匿名加工情報」の安全管理措置は努力義務であるので（法 36 条 6 項、法 39 条）、緩やかな安全管理措置を講ずることも考えられる。

¹⁵ GL（通則編）8-3(1)（組織的安全管理措置・組織体制の整備）の「手法の例示」（個人データの取扱いに関する責任者の設置及び責任の明確化）

- 3 事務取扱責任者には、【総務部長】をもってこれに充てるものとする。
- 4 部門責任者には、匿名加工情報等を取り扱う各部における部長がその任にあたる。

（事務取扱責任者等の任務）¹⁶

第4条 事務取扱責任者は、当社における匿名加工情報等の安全管理措置に関する業務を統括するとともに、本規程に定められた事項を理解し、遵守するとともに、事務取扱担当者にこれを理解させ、遵守させるための教育訓練、安全対策の実施並びに周知徹底等の措置を実施する責任を負う。

- 2 事務取扱責任者は、次の業務を所掌する。
 - ① 本規程及び委託先の選定基準の承認及び周知
 - ② 匿名加工情報等の安全管理に関する教育・研修の企画・実施
 - ③ 匿名加工情報等の利用申請の承認及び記録等の管理
 - ④ 管理区域及び取扱区域の設定
 - ⑤ 匿名加工情報等の取扱区分及び権限についての設定及び変更の管理
 - ⑥ 匿名加工情報等の取扱状況の把握
 - ⑦ 委託先における匿名加工情報等の取扱状況等の監督
 - ⑧ その他当社における匿名加工情報等の安全管理に関すること
- 3 部門責任者である各部門における部長は、当該門における匿名加工情報等を適切に管理する任に当たり、匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じ、匿名加工情報等の安全確保に努める責任を負う。¹⁷
- 4 事務取扱責任者は、法令遵守の観点から、各部門の部門責任者に対して指導、助言する。¹⁸

（事務取扱担当者等の監督）¹⁹

第5条 事務取扱責任者は、匿名加工情報等が本規程に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。

- 2 各部門の部門責任者は、当該各部門の事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行い、事務取扱責任者に対して必要な報告を行う。

¹⁶ GL（通則編）8-3(1)（組織的安全管理措置・組織体制の整備）の「手法の例示」（個人データの取扱いに関する責任者の設置及び責任の明確化）

¹⁷ GL（通則編）8-3(1)（組織的安全管理措置・組織体制の整備）の「手法の例示」（個人データを複数の部署で取り扱う場合の各部署の役割分担及び責任の明確化）

¹⁸ GL（通則編）8-3(1)（組織的安全管理措置・組織体制の整備）の「手法の例示」（個人データを複数の部署で取り扱う場合の各部署の役割分担及び責任の明確化）

¹⁹ GL（通則編）8-3(1)（組織的安全管理措置・組織体制の整備）の「手法の例示」「個人データの取扱いに関する責任者の設置及び責任の明確化」

(事務取扱担当者の責務) ²⁰

第6条 事務取扱担当者は、当社の匿名加工情報等の取扱い又は委託処理等、匿名加工情報等を取扱う業務に従事する際、法、政令及び規則並びにその他の関連法令、ガイドライン、本規程及びその他の社内規程並びに事務取扱責任者の指示した事項に従い、匿名加工情報等の保護に十分な注意を払ってその業務を行うものとする。

2 事務取扱担当者は、匿名加工情報等の漏えい等、法、政令及び規則又はその他の関連法令、ガイドライン、本規程又はその他の社内規程に違反している事実又は兆候を把握した場合、速やかに所属部門の部門責任者又は事務取扱責任者に報告するものとする。所属部門の事務取扱担当者から、当該報告を受けた部門責任者は速やかに事務取扱責任者に報告するものとする。²¹

(匿名加工情報等の運用状況の記録) ²²

第7条 事務取扱担当者は、本規程に基づく匿名加工情報等の運用状況を確認するため、以下の項目につき、項目①から⑤までについては、「匿名加工情報の運用状況記録票」(別紙1)又は「加工方法等情報の運用状況記録票」(別紙2)により記録するものとする。項目⑥については、委託先から受領した証明書等により、項目⑦については別途情報システムのログにより、確認するものとする。

- ① 匿名加工情報の作成日・加工方法等情報の生成日(自ら匿名加工情報を作成する場合)
- ② 匿名加工情報の提供を受けた日(自ら作成した以外の匿名加工情報の提供を受ける場合)
- ③ 匿名加工情報等の利用・出力状況の記録
- ④ 匿名加工情報等が記載又は記録された書類・媒体等の持ち運び等の状況
- ⑤ 匿名加工情報等の削除・廃棄記録
- ⑥ 匿名加工情報等の削除・廃棄を委託した場合、これを証明する記録等
- ⑦ 匿名加工情報データベース等又は加工方法等情報データベース等を情報システムで取り扱う場合、事務取扱担当者の情報システムの利用状況(ログイン実績、アクセスログ等)

※導入したシステムのログで上記各事項が記録される場合は、下記のような規定も考えら

²⁰ GL(通則編)8-3(1)(組織的安全管理措置・組織体制の整備)の「手法の例示」「個人データを取り扱う従業者及びその役割の明確化」

²¹ GL(通則編)8-3(1)(組織的安全管理措置・組織体制の整備)の「手法の例示」「法や個人情報取扱事業者において整備されている個人データの取扱いに係る規律に違反している事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制」及び「個人データの漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制」

²² GL(通則編)8-3(2)(組織的安全管理措置・個人データの取扱いに係る規律に従った運用)の「手法の例示」

れる。

事務取扱担当者は、本規程に基づく運用状況を確認するため、システム上で下記の事項をログとして記録する。(ただし、項目⑤については、委託先から受領した証明書等により確認するものとする。)

- ① 匿名加工情報等の利用・出力状況の記録
- ② 匿名加工情報等が記載又は記録された書類・媒体等の持ち運び等の状況
- ③ 匿名加工情報等の削除・廃棄記録
- ④ 匿名加工情報等の削除・廃棄を委託した場合、これを証明する記録等
- ⑤ 匿名加工情報データベース等又は加工方法等情報データベース等を情報システムで取り扱う場合、事務取扱担当者の情報システムの利用状況（ログイン実績、アクセスログ等）

（取扱状況の確認手段）²³

第8条 事務取扱担当者は、匿名加工情報データベース等又は加工方法等情報データベース等の取扱状況を確認するための手段として、「匿名加工情報管理台帳」（別紙3）及び「加工方法等情報管理台帳」（別紙4）にそれぞれ以下の事項を記録するものとする。

一 匿名加工情報管理台帳

- ① 匿名加工情報データベース等の種類、名称
- ② 匿名加工情報の範囲
- ③ 利用目的
- ④ 記録媒体
- ⑤ 保管場所（管理区域）
- ⑥ 責任者
- ⑦ 取扱部署
- ⑧ 事務取扱担当者（アクセス権者）
- ⑨ 保存期間
- ⑩ 削除・廃棄方法

二 加工方法等情報管理台帳

- ① 加工方法等情報データベース等の種類、名称
- ② 加工方法等情報の範囲
- ③ 利用目的
- ④ 記録媒体
- ⑤ 保管場所（管理区域）

²³ GL（通則編）8-3(3)（組織的安全管理措置・個人データの取扱状況を確認する手段の整備）の「手法の例示」

- ⑥ 責任者
- ⑦ 取扱部署
- ⑧ 事務取扱担当者（アクセス権者）
- ⑨ 保存期間
- ⑩ 削除・廃棄方法

（情報漏えい事案等への対応）²⁴

第9条 匿名加工情報等の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の事案の発生又は兆候を把握した場合の対応は、別途定める「情報漏えい事案等対応手続」に定めるところによる。

（苦情への対応）

第10条 事務取扱担当者は、匿名加工情報等の取扱いに関し、本人から苦情の申出を受けた場合には、その旨を部門責任者に報告する。報告を受けた部門責任者は、適切に対応するものとする。

（取扱状況の確認並びに安全管理措置の見直し）²⁵

第11条 事務取扱責任者は、【1年に一回以上の頻度で】又は臨時に第7条に規定する匿名加工情報等の運用状況の記録及び第8条に規定する匿名加工情報データベース等及び加工方法等情報データベース等の取扱状況の確認を実施しなければならない。

2 事務取扱責任者は、前項の確認の結果及び次条の監査の結果に基づき、安全管理措置の評価、見直し及び改善に取り組むものとする。

（監査）²⁶

第12条 【監査部長】は、「匿名加工情報等モニタリングシート」（別紙5）に基づき、当社の匿名加工情報等の適正な取扱いその他法令及び本規則の遵守状況について検証し、その改善を事務取扱責任者及び各部の部門責任者に促す。

【2 外部監査人は、当社の匿名加工情報等の適正な取扱いその他法令及び本規則の遵守状況について定期的に監査する。】

²⁴ GL（通則編）8-3(4)（組織的安全管理措置・漏えい等の事案に対応する体制の整備）の「手法の例示」。なお、漏えい等事案が発生した場合については、GL（通則編）4（漏えい等の事案が発生した場合等の対応）において、『漏えい等の事案が発生した場合等において、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、個人情報取扱事業者が実施することが望まれる対応については、別に定める。』とされている。

²⁵ GL（通則編）8-3(5)（組織的安全管理措置・取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し）の「手法の例示」

²⁶ GL（通則編）8-3(5)（組織的安全管理措置・取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し）の「手法の例示」

第2節 人的安全管理措置

(教育・研修)²⁷

第13条 事務取扱責任者は、匿名加工情報等の取扱いに関して、本規程に定められた事項を理解し、遵守するとともに、従業者に本規程を遵守させるための教育訓練を企画・運営する責任を負う。

- 2 従業者は、事務取扱責任者が主催する本規程を遵守させるための教育を受けなければならない。研修の内容及びスケジュールは、事業年度毎に事務取扱責任者が定める。
- 3 当社は、匿名加工情報等についての秘密保持に関する事項を就業規則に盛り込むものとする。

第3節 物理的安全管理措置

(匿名加工情報等を取り扱う区域の管理)²⁸

第14条 当社は匿名加工情報等に関して管理区域及び取扱区域を明確にし、それぞれの区域に対し、次の各号に従い以下の措置を講じる。なお、管理区域及び取扱区域は匿名加工情報と加工方法等情報について、それぞれ設定するものとする。

① 管理区域

入退室管理及び管理区域へ持ち込む機器及び電子媒体等の制限を行うものとする。

なお、入退室管理については、【各部の執務室の入口への】ICカードシステムの設置による。

【なお、入退室管理については、別紙6に定める入退室管理簿への記録による。】

【なお、入退室管理については、別紙6に定める鍵貸出管理台帳への記録による。】

② 取扱区域

可能な限り壁又は間仕切り等の設置をしたり、事務取扱担当者以外の者の往来が少ない場所への座席配置や、後ろから覗き見される可能性が低い場所への座席配置等をするなど座席配置を工夫等を行うことにより、権限を有しない者による匿名加工情報等の閲覧等を防止する。

(機器及び電子媒体等の盗難等の防止)²⁹

第15条 当社は管理区域及び取扱区域における匿名加工情報等を取扱う機器、電子媒体及

²⁷ GL(通則編)8-4(人的安全管理措置)の「手法の例示」

²⁸ GL(通則編)8-5(1)(物理的安全管理措置・個人データを取り扱う区域の管理)の「手法の例示」

²⁹ GL(通則編)8-5(1)(物理的安全管理措置・機器及び電子媒体等の盗難等の防止)の「手法の例示」

び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、次の各号に掲げる措置を講じる。

- ① 匿名加工情報等を取扱う機器、電子媒体又は書籍等を、施錠できるキャビネット・書庫等に保管する。
- ② 匿名加工情報等を取扱う情報システムが機器のみで運用されている場合は、セキュリティワイヤー等により固定する。

※以下のような規定も考えられる。

当社において匿名加工情報等を取り扱う情報システムは、外部ネットワークから遮断された専用のノートパソコンに限り、業務において使用しない際には、施錠できるキャビネットに保管する。

(電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止)³⁰

第 16 条 当社は匿名加工情報等が記録された電子媒体又は書類等の持出し(加工方法等情報を、管理区域又は取扱区域の外へ移動させることをいい、事業所内での移動等も含まれる。)は、次に掲げる場合を除き禁止する。なお、「持出し」とは、匿名加工情報等を、管理区域又は取扱区域の外へ移動させることをいい、事業所内での移動等も持出しに該当するものとする。

- ① 匿名加工情報等に係る外部委託先に、委託事務を実施する上で必要と認められる範囲内でデータを提供する場合
- ② 利用目的の範囲で匿名加工情報等を利用する場合

2 前項により匿名加工情報等が記録された電子媒体又は書類等の持ち運びを行う場合には、「匿名加工情報の運用状況記録票」(別紙 1)又は「加工方法等情報の運用状況記録票」(別紙 2)に記録するとともに、以下の安全策を講じるものとする。

(1)匿名加工情報等が記録された電子媒体を安全に持ち運ぶ方法

- ① 持出しデータの暗号化
- ② 持出しデータのパスワードによる保護
- ③ 施錠できる搬送容器の使用
- ④ 追跡可能な移送手段の利用

(2)匿名加工情報等が記載された書類等を安全に持ち運ぶ方法

- ① 封緘、目隠しシールの貼付(各部署の事務取扱担当者から他の部署の事務取扱担当者に匿名加工情報等が記載された書類等を移送する場合を含む。)

(匿名加工情報等の削除及び機器、電子媒体等の廃棄)³¹

³⁰ GL(通則編)8-5(3)(物理的安全管理措置・電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止)の「手法の例示」

³¹ GL(通則編)8-5(4)(物理的安全管理措置・個人データの削除及び機器、電子媒体等の廃棄)の「手法の例示」

第 17 条 匿名加工情報等の廃棄・削除段階における記録媒体等の管理は次のとおりとする。

- ① 事務取扱担当者は、匿名加工情報等が記録された書類等を廃棄する場合、シュレッダー等による記載内容が復元不能までの裁断、自社又は外部の焼却場での焼却・溶解等の復元不可能な手段を用いるものとする。
 - ② 事務取扱担当者は、匿名加工情報等が記録された機器及び電子媒体等を廃棄する場合、専用データ削除ソフトウェアの利用又は物理的な破壊等により、復元不可能な手段を用いるものとする。
 - ③ 事務取扱担当者は、匿名加工情報データベース等中の匿名加工情報及び加工方法等情報データベース等中の加工方法等情報を削除する場合、容易に復元できない手段を用いるものとする。
 - ④ 匿名加工情報等を取り扱う情報システムにおいては、法令及び当社が別途定める保存期間期間経過後の毎年度末に匿名加工情報等を削除するよう情報システムを構築するものとする。
 - ⑤ 匿名加工情報等が記載された書類等については、当該関連する書類等について当社が別途定める保存期間経過後の毎年度末に廃棄をするものとする。
- 2 事務取扱担当者は、匿名加工情報等、匿名加工情報データベース等若しくは加工方法等情報データベース等を削除した場合、又は電子媒体等を廃棄した場合には、「匿名加工情報の運用状況記録票」（別紙 1）又は「加工方法等情報の運用状況記録票」（別紙 2）に記録するものとする。削除・廃棄の記録としては、匿名加工情報データベース等又は加工方法等情報データベース等の種類・名称、責任者・取扱部署、削除・廃棄状況を記録するものとし、当該匿名加工情報等自体は含めないものとする。

第 4 節 技術的安全管理措置

（アクセス制御）³²

第 18 条 匿名加工情報等へのアクセス制御は以下のとおりとする。

- ① 匿名加工情報等データベース等及び加工方法等情報データベース等を取り扱うことができる情報システムを限定する。
- ② 匿名加工情報等と紐付けてアクセスできる情報の範囲をアクセス制御により限定する。
- ③ ユーザー ID に付与するアクセス権により、匿名加工情報等データベース及び加工方法等情報データベース等を取り扱う情報システムを使用できる者を事務取扱担当者に限定する。

³² GL（通則編）8-6(1)（技術的安全管理措置・アクセス制御）の「手法の例示」

(アクセス者の識別と認証)³³

第 19 条 匿名加工情報等を取り扱う情報システムは、ユーザー I D、パスワード、磁気・I C カード等の識別方法により、事務取扱担当者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づく認証するものとする。

(外部からの不正アクセス等の防止)³⁴

第 20 条 当社は、匿名加工情報等に関して、以下の各方法により、情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するものとする。【なお、当事務所において匿名加工情報等を取り扱う情報システムは、外部ネットワークから遮断された専用のノートパソコンに限り、業務において使用しない際には、施錠できるキャビネットに保管する。】

- ① 情報システムと外部ネットワークとの接続箇所に、ファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断する方法。
- ② 情報システム及び機器にセキュリティ対策ソフトウェア等（ウイルス対策ソフトウェア等）を導入する方法。
- ③ 導入したセキュリティ対策ソフトウェア等により、入出力データにおける不正ソフトウェアの有無を確認する方法。
- ④ 機器やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を最新状態とする方法。
- ⑤ ログ等の分析を定期的に行い、不正アクセス等を検知する方法。

(情報システムの使用に伴う漏えい等の防止)³⁵

第 21 条 当社は、情報システムの使用に伴う匿名加工情報等の漏えい等を防止するために以下の措置を講じ、適切に運用するものとする。

- ① 情報システムの設計時に安全性を確保し、継続的に見直す（情報システムのぜい弱性を突いた攻撃への対策を講じることも含む）。
- ② 匿名加工情報等を含む通信の経路又は内容を暗号化する。
- ③ 移送する匿名加工情報等について、パスワード等による保護を行う。

³³ GL（通則編）8-6(2)（技術的安全管理措置・アクセス者の識別と認証）の「手法の例示」

³⁴ GL（通則編）8-6(3)（技術的安全管理措置・外部からの不正アクセス等の防止）の「手法の例示」。③の「導入したセキュリティ対策ソフトウェア等により、入出力データにおける不正ソフトウェアの有無を確認する方法」がガイドラインに記載はないが、番号法ガイドラインには手法の 1 つとして記載されているので規定した。

³⁵ GL（通則編）8-6(4)（技術的安全管理措置・情報システムの使用に伴う漏えい等の防止）の「手法の例示」

第5節 委託先の安全管理措置

(委託先における安全管理措置)³⁶

第22条 当社は、匿名加工情報の作成の全部又は一部の委託する場合には、当社自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が委託先において適切に講じられるよう、必要かつ適切な監督を行なうものとする。

2 前項の「必要かつ適切な監督」には次に掲げる事項が含まれる。³⁷

- (1) 委託先の適切な選定
- (2) 委託先に安全管理措置を遵守させるために必要な契約の締結
- (3) 委託先における匿名加工情報等の取扱状況の把握

3 前項第1号の「委託先の適切な選定」に当たっては、委託先の安全管理措置が、少なくとも法第20条及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」で委託元に求められるものと同等であることを確認するため、同ガイドライン「8((別添) 講ずべき安全管理措置の内容)」に定める各項目が、委託する業務内容に沿って、確実に実施されることについて、あらかじめ確認しなければならない。³⁸

4 第2項第3号の「委託先における匿名加工情報等の取扱状況の把握」については、委託契約の内容として、以下の規定等を盛り込むものとする。³⁹

- ①秘密保持義務に関する規定
- ②事業所内からの個人データの持出しの禁止
- ③個人データ及び匿名加工情報等の目的外利用の禁止
- ④再委託における条件
- ⑤漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任に関する規定
- ⑥委託契約終了後の個人データ及び匿名加工情報等の返却又は廃棄に関する規定
- ⑦従業員に対する監督・教育に関する規定
- ⑧契約内容の遵守状況について報告を求める規定に関する規定
- ⑨個人データ及び匿名加工情報等を取り扱う従業員の明確化に関する規定
- ⑩委託者が委託先に対して実地の調査を行うことができる規定

5 当社は、委託先の管理については、【総務部】を責任部署とする。

6 当社は、委託先において個人データの安全管理が適切に行われていることについて、【1年に1回以上の頻度で】及び必要に応じてモニタリングをするものとする。

7 当社は、委託先において情報漏えい事故等が発生した場合に、適切な対応がなされ、

³⁶ 法22条(委託先の監督)

³⁷ GL(通則編)3-3-4

³⁸ GL(通則編)3-3-4(2)

³⁹ GL(通則編)3-3-4(3)(委託先における個人データ取扱状況の把握)においては、再委託の条件のみが求められているが、番号法の事業者ガイドラインにおける委託先の監督を参考に要件を記載している。

速やかに当社に報告される体制になっていることを確認するものとする。

- 8 委託先は、当社の承諾を得た場合に限り、委託を受けた個人データ及び匿名加工情報等の全部又は一部を再委託することができるものとする。再委託先が更に再委託する場合も同様とする。
- 9 当社は、再委託先の適否の判断のみならず、委託先が再委託先に対しても必要かつ適切な監督を行っているかどうかについても監督する。
- 10 当社は、委託先が再委託をする場合、当該再委託契約の内容として、第4項と同等の規定等を盛り込ませるものとする。

第3章 匿名加工情報の作成者としての義務

第1節 匿名加工情報の作成時の義務

(匿名加工情報への加工方法) ⁴⁰

第23条 当社が個人情報データベース等に含まれる個人情報を加工する方法の手法例は以下に掲げるとおりとする。

手法名	解説
項目削除／レコード削除／セル削除	加工対象となる個人情報データベース等に含まれる個人情報の記述等を削除するもの。 例えば、年齢のデータを全ての個人情報から削除すること(項目削除)、特定の個人の情報を全て削除すること(レコード削除)、又は特定の個人の年齢のデータを削除すること(セル削除)。
一般化(グルーピング)	加工対象となる情報に含まれる記述等について、上位概念若しくは数値に置き換えること又は数値を四捨五入などして丸めることとするもの。 例えば、『購買履歴のデータで「きゅうり」を「野菜」に置き換えること』や『生年月日を年代に置き換えること』
トップ(ボトム)コーディング	加工対象となる個人情報データベース等に含まれる数値に対して、特に大きい又は小さい数値をまとめることとするもの。 例えば、年齢に関するデータで、80歳以上の数値データを「80歳以上」というデータにまとめること
マイクロアグリゲーション	加工対象となる個人情報データベース等を構成する個人情報をグループ化した後、グループの代表的な記述等に置き換え

⁴⁰ GL(匿名加工情報編)(別表1)

	ることとするもの。
データ交換（スワップ）	加工対象となる個人情報データベース等を構成する個人情報相互に含まれる記述等を（確率的に）入れ替えることとするもの。
ノイズ（誤差）の付加	一定の分布に従った乱数的な数値を付加することにより、他の任意の数値へと置き換えることとするもの。
疑似データ生成	人工的な合成データを作成し、これを加工対象となる個人情報データベース等に含ませることとするもの。

（匿名加工情報の適正な加工）⁴¹

第 24 条 当社は、匿名加工情報（匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして以下の各号で定める基準に従い、当該個人情報を加工するものとする。

- 一 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。想定される加工の事例は以下のとおりである。⁴²

【想定される加工の事例】

事例 1) 氏名、住所、生年月日が含まれる個人情報を加工する場合に次の 1 から 3 までの措置を講ずる。

- 1) 氏名を削除する。
- 2) 住所を削除する。又は、〇〇県△△市に置き換える。
- 3) 生年月日を削除する。又は、日を削除し、生年月に置き換える。

事例 2) 会員 ID、氏名、住所、電話番号が含まれる個人情報を加工する場合に次の 1、2 の措置を講ずる。

- 1) 会員 ID、氏名、電話番号を削除する。
- 2) 住所を削除する。又は、〇〇県△△市に置き換える。

- 二 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

- 三 個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に個人情

⁴¹ 法 36 条 1 項、規則 19 条、GL（匿名加工情報編）3-2

⁴² 規則 19 条 1 号、GL（匿名加工情報編）3-2-1

報取扱事業者において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。)を削除すること(当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えるを含む。)。想定される加工の事例は以下のとおりである。⁴³

【想定される加工の事例】

事例 1) サービス会員の情報について、氏名等の基本的な情報と購買履歴を分散管理し、それらを管理用 ID を付すことにより連結している場合、その管理用 ID を削除する。

事例 2) 委託先へ個人情報の一部を提供する際に利用するために、管理用 ID を付すことにより元の個人情報と提供用に作成した情報を連結している場合、当該管理用 ID を仮 ID (※) に置き換える。

(※) 仮 ID を付す際の注意点については、第 1 号(特定の個人を識別することができる記述等の削除)を参照のこと。

- 四 特異な記述等を削除すること(当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えるを含む。)。想定される加工の事例は以下のとおりである。⁴⁴

【想定される加工の事例】

事例 1) 症例数の極めて少ない病歴を削除する。

事例 2) 年齢が「116 歳」という情報を「90 歳以上」に置き換える。

- 五 個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報データベース等の性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。想定される加工の事例は以下のとおりである。⁴⁵

【想定される加工の事例】

事例 1) 移動履歴を含む個人情報データベース等を加工の対象とする場合において、自宅や職場などの所在が推定できる位置情報(経度・緯度情報)が含まれており、特定の個人の識別又は元の個人情報の復元につながるおそれがある場合に、推定につながり得る所定範囲の位置情報を削除する。(項目削除／レコード削除／セル削除)

⁴³ 規則 19 条 3 号、GL(匿名加工情報編) 3-2-3

⁴⁴ 規則 19 条 4 号、GL(匿名加工情報編) 3-2-4

⁴⁵ 規則 19 条 5 号、GL(匿名加工情報編) 3-2-5

事例 2) ある小売店の購買履歴を含む個人情報データベース等を加工の対象とする場合において、当該小売店で購入者が極めて限定されている商品の購買履歴が含まれており、特定の個人の識別又は元の個人情報の復元につながるおそれがある場合に、具体的な商品情報（品番・色）を一般的な商品カテゴリーに置き換える。（一般化）

事例 3) 小学校の身体検査の情報を含む個人情報データベース等を加工の対象とする場合において、ある児童の身長が 170 cm という他の児童と比べて差異が大きい情報があり、特定の個人の識別又は元の個人情報の復元につながるおそれがある場合に、身長が 150cm 以上の情報について「150 cm 以上」という情報に置き換える。（トップコーディング）

（匿名加工情報の作成時の公表）⁴⁶

第 25 条 当社は、匿名加工情報を作成した後、遅滞なく、当社のインターネット上のホームページにおいて、当該匿名加工情報に含まれる「個人に関する情報の項目」を別に定める「匿名加工情報等保護指針」において公表するものとする。

【個人に関する情報の項目の事例】

事例) 「氏名・性別・生年月日・購買履歴」のうち、氏名を削除した上で、生年月日の一般化、購買履歴から特異値等を削除する等加工して、「性別・生年・購買履歴」に関する匿名加工情報として作成した場合の公表項目は、「性別」、「生年」、「購買履歴」である。

- 2 前項において、「個人に関する情報の項目」が同じである匿名加工情報を同じ手法により反復・継続的に作成する場合には、最初の匿名加工情報を作成して個人に関する項目を公表する際に、作成期間又は継続的な作成を予定している旨を明記するなど継続的に作成されることとなる旨を明らかにしておくことにより、その後に作成される匿名加工情報に係る公表については先の公表により行われたものとする。⁴⁷
- 3 当社の委託先の事業者が当社から個人データの提供を受けて匿名加工情報を作成する場合など委託により匿名加工情報を作成する場合は、当社において当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表するものとする。⁴⁸

第 2 節 匿名加工情報を第三者提供する場合の義務

⁴⁶ 法 36 条 3 項、規則 21 条、GL（匿名加工情報編）3-2

⁴⁷ GL（匿名加工情報編）3-2

⁴⁸ GL（匿名加工情報編）3-2

(匿名加工情報の第三者提供時の公表・明示義務)⁴⁹

第 26 条 当社は、匿名加工情報を作成して当該匿名加工情報を第三者に提供するときは、当社のホームページにおいて、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について別に定める「匿名加工情報等保護指針」において公表するとともに、当該第三者に対して、電子メールを送信する方法又は書面を交付する方法その他の適切な方法により、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示するものとする。

【公表項目の事例】

(1) 第三者に提供する匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目

事例)「氏名・性別・生年月日・購買履歴」のうち、氏名を削除した上で、生年月日の一般化、購買履歴から特異値等を削除する等加工して、「性別・生年・購買履歴」に関する匿名加工情報として作成して第三者提供する場合の公表項目は、「性別」、「生年」、「購買履歴」である。

(2) 匿名加工情報の提供の方法

事例 1) ハードコピーを郵送

事例 2) 第三者が匿名加工情報を利用できるようサーバにアップロード

2 前項において、「個人に関する情報の項目」及び「加工方法」が同じである匿名加工情報を反復・継続的に第三者へ同じ方法により提供する場合には、最初に匿名加工情報を第三者提供するときに個人に関する項目を公表する際に、提供期間又は継続的な提供を予定している旨を明記するなど継続的に提供されることとなる旨を明らかにしておくことにより、その後に第三者に提供される匿名加工情報に係る公表については先の公表により行われたものとみなす。

(識別行為の禁止)⁵⁰

第 27 条 当社は、匿名加工情報を作成して自ら当該匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合しないものとする。なお、以下の取り扱いは識別行為に該当しない。

⁴⁹ 法 36 条 4 項、規則 22 条、GL（匿名加工情報編）3-5

⁵⁰ 法 24 条、規則 11 条。「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にある外国として個人情報保護委員会規則で定める国又は地域」は規則において定められていないため、「個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者」のみ規定している。

【識別行為に当たらない取扱いの事例】

事例 1) 複数の匿名加工情報を組み合わせて統計情報を作成すること。

事例 2) 匿名加工情報を個人と関係のない情報（例：気象情報、交通情報、金融商品等の取引高）とともに傾向を統計的に分析すること。

【識別行為に当たる取扱いの事例】

事例 1) 保有する個人情報と匿名加工情報について、共通する記述等を選別してこれらを照合すること。

事例 2) 自ら作成した匿名加工情報を、当該匿名加工情報の作成の元となった個人情報と照合すること。

第 4 章 自ら作成した匿名加工情報以外の匿名加工情報に関する義務

（匿名加工情報の第三者提供時の公表・明示義務）⁵¹

第 28 条 当社は、自ら作成した匿名加工情報以外の匿名加工情報を第三者に提供するときは、第 26 条の規定に従い、あらかじめ公表をするとともに、当該第三者に明示しなければならない。

（識別行為の禁止）⁵²

第 29 条 当社は、自ら作成した匿名加工情報以外の匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは匿名加工情報の作成において行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合しないものとする。

第 5 章 匿名加工情報等の苦情処理

（匿名加工情報等保護窓口の設置等）

第 30 条 匿名加工情報等の苦情や相談に対応する窓口として、匿名加工情報等保護相談窓口（以下「相談窓口」という。）を【総務部】に置き、当社における匿名加工情報等の取扱い等に係る相談等の受付及び事務を行うものとする。

2 相談窓口の住所、電話番号、受付時間は以下のとおりとする。

①住所

⁵¹ 法 37 条、規則 22 条、GL（匿名加工情報編）3-5

⁵² 法 38 条、GL（匿名加工情報編）3-6

〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇県〇市〇-〇-〇

株式会社〇〇 総務部 個人情報保護相談窓口

②電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

③受付時間 月曜～金曜（祝日、年末年始は除く）
9時30分～12時、13時～16時30分

（苦情処理）

第31条 当社は、当社における匿名加工情報等の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

2 苦情処理に関する当社の態勢整備は、第10条に定めるところに従う。

第6章 雑則

（規程の細目及び運用）

第32条 この規程の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成〇年〇月〇日から施行する。

平成〇年〇月〇日制定